

草津市 DX 人材育成支援補助金〔1次募集〕（概要）

1. 補助金の概要（第1条）

市内の中小企業者等の DX 推進を目的として、市内事業者を対象に DX 人材の育成、強化および底上げに向けた取り組みに対し、経費の一部を支援するもの。

2. 補助対象者（第3条）

- (1) 補助対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者または同法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 総務省が定める日本標準産業分類における「製造業」以外の業種であること。
- (3) 市内に事業所等（仮設または臨時の店舗、その他その設置が恒常的なものでないものを除く。）を設置し、補助対象事業を実施できること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 本補助金の交付対象となる事業において、市の他の補助金の交付を受けていないこと。

（※）上記に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ①：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可・届出を要する事業
- ②：フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づき営む事業
- ③：政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体に係る活動
- ④：宗教法人法第2条に規定する宗教団体に係る活動
- ⑤：その他市長が適当でないと認めるもの

3. 補助金額・補助率（第4条）

上限額：30万円 補助率：1／2

※プロ人材を補助対象経費とした場合、10万円乗せ

ただしプロ人材の活用に必要な経費は、補助対象経費の合計額の3／4を超えてはならない

※申請額は、千円未満を切捨て記載してください。

4. 補助対象経費（別表）

区分	内容
eラーニング等の受講に要する経費	受講料、負担金、教材費、管理料、登録料等
外部の講師を招いて実施する内部研修に要する経費	謝礼、旅費、教材費、会場費、設備使用料等
外部研修の参加に要する経費	受講料、負担金、教材費、旅費等
外部の専門家を招いて技術指導を受ける費用	謝礼、旅費等
プロ人材の活用に必要な経費	報酬費、委託費等
その他	市長が必要と認める経費

5. 申請書類（第5条）

●申請期間

令和7年4月24日（木）から6月5日（木）17時まで（必着）

●提出書類

- 1) 草津市DX人材育成支援補助金交付申請書
- 2) 計画概要書
- 3) 実施する事業に関する補足説明資料（補助対象事業の内容が分かるもの）
- 4) 履歴事項全部証明書の写し（個人事業主においては個人事業の開業届出書の写し）
- 5) 財務明細書（貸借対照表、損益計算書）
- 6) 市税の納税証明書
- 7) その他市長が必要とする書類
 - ▶ 申請者（事業者）の概要資料
 - ▶ その他市が必要に応じて提出を求める資料

●審査方法

- ・「計画概要書（様式第1号）」および「実施する事業に関する補足説明資料」等に基づき、審査員が審査した結果（意見）を踏まえて、市が交付の可否を決定します。
- ・申請書類等の提出後、記載内容等に疑義がある場合は内容の確認や追加で資料の提出を求める場合があります。
- ・提出いただいた書類に基づきオンライン形式（zoom）によるヒアリング審査を実施します。
（1社あたり、内容説明：10分 + 質疑：15分程度）

●ヒアリング審査日

- ・6月11日（水）
※時間等の詳細は個別にご連絡いたします。

6. 実績報告（第7条）

- ・交付決定日以降に補助対象事業を実施してください。
- ・補助対象事業については、「**事業完了後1か月以内**」または「**令和8年4月10日（金）**」のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

●提出書類

- 1) 草津市DX人材育成支援補助事業実績報告書
- 2) 実績概要報告書
- 3) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し
- 4) チェックリスト
- 5) その他市長が必要とする書類
 - ▶ 事業実施の様子が分かる写真
 - ▶ 事業に要した資料等の写し
 - ▶ その他市が必要に応じて提出を求める資料